

広告制限見直しについて（案）

1 広告制限見直しの基本的な考え方

- （１）獣医療に関する広告については、獣医療の受け手である飼育者の利用者保護の観点から、獣医療法、獣医療法施行規則により厳しく制限されてきた。
- （２）その後、獣医療サービスの高度化、専門化が急速に進むとともに、愛玩動物看護師制度の開始、情報発信媒体の変化など獣医療を取り巻く状況が大きく変化しており、飼育者が診療内容を正しく理解し、治療方法等の選択を適切にできるよう、見直す必要がある。
- （３）このため、医療法において広告可能な「客観的で正確な情報」については、獣医療においても飼育者が提供される獣医療サービスを正しく理解し、適切に選択できるよう広告制限の見直しを実施する。

2 広告可能な獣医師の専門性の考え方

- （１）専門性に係る名称は、獣医師関係団体が中心となって設定し、飼育者が診療施設を選択するに当たって混乱しないようにすることが望ましい。
- （２）獣医師関係団体が中心となって行う専門性認定の取組が始まっていることから、「研修・講習」「実務歴」「試験」「認定更新」などの要件を備えた専門性認定要件とすることが望ましい。
- （３）さらに、各団体が専門性認定要件を独自に設定していることから、公平を期すことや専門性認定の質を担保するため、認定要件確認団体による確認を受けた各団体の名称を広告可能とすることが望ましい。
- （４）認定要件確認団体は、国が指定基準を定め、指定の際は獣医事審議会の意見を聴くことが望ましい。

3 獣医療における診療広告の考え方

- （１）一般的な診療については、表示可能とする場合、診療費用のみを表示するのではなく、人の医療の自由診療と同様に①診療施設届出時の問い合わせ先、②通常必要とされる治療等の内容、③治療等に係る主なりスク、副作用等の事項を表示することが望ましい。
- （２）高度な診療行為については、必要な獣医療サービスを正しく選択するため、①診療施設届出時の問い合わせ先、②通常必要とされる治療等の内容、

③診療費用、④治療等に係る主なリスク、副作用等の事項を表示することが望ましい。

4 診療施設ウェブサイトの考え方

- (1) 飼育者への適切な情報提供として一定の管理を行っていくことが重要であることから、引き続きガイドラインにより獣医師及び関係団体の自主的な取組強化を求めていくことが適当である。
- (2) その際、診療施設ウェブサイトの範囲について明確化することや診療施設のウェブサイトの記載内容について監視する体制を検討することが望ましい。